和歌山県こども計画　体系図

基本方針	取組の方向性	展開する施策
1 こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進	(1)こどもや若者の人権尊重	（ア）こどもの権利保障を担保する仕組みづくり （イ）こどもの権利の理解促進 （ウ）こどもや若者自身の権利意識の醸成
	(2)こどもや若者の意見表明と社会参画	（ア）こどもの意見を尊重する仕組みづくり （イ）社会形成への参画
2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援	(1)こどもや若者の成育環境の整備	（ア）乳児期における愛着形成の支援 （イ）質の高い幼児期の教育や保育の確保 （ウ）学童期、思春期の支援 （エ）青年期の支援
	(2)豊かな心と健やかな体の育成	（ア）多様な遊びや体験の機会、環境づくり （イ）生活習慣の形成、定着の推進 （ウ）こどもや若者の社会での活躍を支援
	(3)こどもや若者の安全、安心を確保	（ア）防犯、交通安全対策、防災意識の向上 （イ）有害環境等への対応 （ウ）いじめ防止 （エ）不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止
3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保	(1)こどもの貧困の解消に向けた対策	（ア）教育の支援 （イ）生活の安定に資するための支援 （ウ）保護者の就労支援
	(2)困難を抱えるひとり親家庭への支援	（ア）経済基盤の安定 （イ）生活基盤の安定 （ウ）こどもへの支援
	(3)障害等のあるこどもや若者への支援	（ア）地域における支援体制の強化 （イ）インクルーシブな教育環境の充実 （ウ）経済的支援 （エ）就労の支援 （オ）社会への参加と支援
	(4)児童虐待防止対策の強化	（ア）児童虐待の発生予防 （イ）児童虐待の早期発見、早期対応 （ウ）市町村の児童家庭支援体制の構築 （エ）支援を必要とする妊産婦等の支援 （オ）児童相談所、一時保護施設の体制強化
	(5)社会的養育の推進	（ア）当事者である児童の権利擁護 （イ）代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障 （ウ）里親、ファミリーホームへの委託の推進 （エ）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換 （オ）社会的養護自立支援の推進
	(6)特に配慮が必要なこどもや若者への支援	（ア）自殺や自傷行為の防止 （イ）不登校のこどもへの支援 （ウ）ひきこもり状態にある方、ニートへの支援 （エ）ヤングケアラーへの支援 （オ）非行防止と自立支援 （カ）在留外国人のこどもや若者の支援 （キ）若年妊産婦の支援 （ク）犯罪被害者等の支援 （ケ）性的少数者への支援

基本方針	取組の方向性	展開する施策
4 社会全体で こども、若者や 子育てを支援	(1)地域全体でこどもを育む環境づくり	(ア) こどもの居場所づくりの推進 (イ) 学校、家庭、地域の連携と協働 (ウ) こどもまんなかのまちづくり
	(2)こども、若者や 子育てに関わる人への支援	(ア) 親への支援 (イ) こどもや子育て支援の担い手の 養成と確保 (ウ) 専門性の高い人材の養成や確保
	(3)こども、若者や子育てにやさしい 社会づくりのための意識改革	(ア) 社会全体でこども、若者や子育てを 応援する気運醸成
5 妊娠、出産、子育ての 希望を実現	(1)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期まで の切れ目ない支援	(ア) 周産期医療体制の整備 (イ) 妊産婦や乳幼児への支援 (ウ) 不妊治療や基礎疾患等のある人への支援 (エ) 小児医療の充実
	(2)就労支援等による経済基盤の安定	(ア) 相談支援体制の整備 (イ) 就労支援、再就職支援 (ウ) 非正規雇用対策の推進 (エ) 結婚に伴う新生活への支援
	(3)多様で柔軟な働き方の推進	(ア) 就労環境や職場の文化、雰囲気の 根本的な見直し (イ) 共働きや共育ての推進 (ウ) 働きやすい職場環境の整備